



平成 24 年 6 月 29 日

各 位

会社名 旭テック株式会社  
代表者名 代表執行役社長 入交 昭一郎  
(コード番号 5606 東証第 1 部)  
問合せ先 経理部長 古橋 恵介  
(TEL 0537-36-3112)

## 支配株主等に関する事項について

### 1. 親会社等、支配株主（親会社を除く。）又はその他の関係会社の商号等

(平成 24 年 4 月 27 日現在)

名 称	属 性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が上場されている証券取引所等
		直接所有分	合算対象分	計	
ATCホールディングス2号株式会社	親会社	92.51	—	92.51	—

### 2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

#### (1) 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け

ATCホールディングス2号株式会社（以下「ATCH2」といいます。）は、ユニゾン・キャピタル・グループに属する投資ファンドがその発行済株式の全てを保有している株式会社です。ATCH2は、平成 24 年 4 月 27 日現在、当社議決権の 92.51%を保有する当社の親会社ですが、平成 24 年 6 月 27 日付け当社公表文書「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに全部取得条項付普通株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ」等にてお知らせしましたとおり、当社は、ユニゾン・キャピタル・グループの 100%傘下となることを目的として、種類株式発行及び全部取得条項に係る定款一部変更並びに当社による全部取得条項付普通株式の取得につき、平成 24 年 6 月 27 日開催の当社臨時株主総会及び当社普通株式の株主による種類株主総会に付議し、いずれも原案どおり承認可決されております。これにより、当社普通株式は、平成 24 年 7 月 30 日に上場廃止となり、平成 24 年 8 月 2 日を効力発生日として全部取得条項付普通株式の取得及び甲種種類株式の交付を実施し、ユニゾン・キャピタル・グループの 100%傘下となる予定です。

なお、ATCH2及びそのグループ会社との取引関係は、下記「3. 支配株主等との取引に関する事項」に記載のとおりです。人的関係については、平成 24 年 6 月 27 日付けでATCH2の代表取締役が当社社外取締役に就任しております。

(役員の兼務状況)

平成 24 年 6 月 27 日現在

役 職	氏 名	親会社等の企業グループでの 役職	就任理由
社外取締役	松田 清人	A T C H 2 代表取締役 A T C ホールディングス 1 号 株式会社代表取締役	グローバルな経営に関する 経験を当社経営に活かして いただくため。

- (2) 親会社等の企業グループに属することによる事実上の制約、リスク及びメリット、経営・事業活動への影響等並びに親会社からの一定の独立性確保に関する考え方及びそのための施策

当社は、A T C H 2 を含むユニゾン・キャピタル・グループと経営資源及びノウハウを活用し合い、企業価値の向上を図っていく方針であります。当社の経営の重要事項は、当社取締役会において取締役会規程に基づき審議・決議され、当社の負担の下に業務執行を図っておりますので、当社の事業運営上の独立性は確保されていると認識しております。

### 3. 支配株主等との取引に関する事項

第 105 期事業年度（平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）

属性	会社等 の名称	資本金	事業の 内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との 取引	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末作業 (百万円)
親会社	A T C ホールディング ス 2 号(株)		持株会社	(被所有) 直接 61.8	—	利息の支払	83	未払利息	6
						資金の借入	11,881	短期借入金	11,881
						担保提供	11,881		—

(注) 1. A T C H 2 は、期中において関連当事者に該当することとなったため、取引金額については関連当事者である期間の金額を記載しております。また、議決権等の被所有割合は、平成 24 年 3 月 31 日現在の数値を記載しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

借入金の利息については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

### 4. 親会社との取引等を行なう際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と親会社との取引に関しては、株主総会決議、取締役会規程をはじめとする社内規程等に基づき処理されております。少数株主保護の観点から、株主総会決議、社内規定等によらない取引が発生する場合は、弁護士、会計監査人、税理士など外部機関の見解を求め、取引の公正性を確保しております。

以上